

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【公表番号】特表2013-510842(P2013-510842A)
 【公表日】平成25年3月28日(2013.3.28)
 【年通号数】公開・登録公報2013-015
 【出願番号】特願2012-538416(P2012-538416)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/52 (2006.01)
 A 6 1 P 11/14 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 K 31/485 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/52
 A 6 1 P 11/14
 A 6 1 P 43/00 1 2 1
 A 6 1 K 31/485

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月11日(2013.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

咳嗽の治療における組み合わせ調製物としての、テオプロミンおよびオピエートからなる薬剤。

【請求項2】

オピエートが、コデイン、モルヒネ、ジアモルヒネ、テバイン、パバベリン、ノスカピン、オリパビン、フェンタニル、アルファメチルフェンタニル、アルフェンタニル、スフェンタニル、レミフェンタニル、カルフェンタニル、プロボキシフェン、オキシモルホン、オキシコドン、ヒドロモルホン、ペチジン、ジヒドロコデイン、ブプレノルフィン、エトルフィン、エチルモルヒネ、ロペラミド、ヒドロコドン、ペンタゾシン、トラマドール、チペピジン、またはノスカピンである、請求項1に記載の薬剤。

【請求項3】

オピエートが、コデインである、請求項1または2に記載の薬剤。

【請求項4】

オピエートが、0.1mg/kg/日～30mg/kg/日の投与量である、請求項1または2に記載の薬剤。

【請求項5】

コデインが、3mg/kg/日までの投与量である、請求項3に記載の薬剤。

【請求項6】

経口投与用に製造される、請求項1～5のいずれか1項に記載の薬剤。

【請求項7】

錠剤、カプセル剤、トローチ剤、ロゼンジ剤、散剤、顆粒剤、懸濁剤、シロップ剤、または乳剤として調製される、請求項1～6のいずれか1項に記載の薬剤。

【請求項8】

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の薬剤を含む医薬組成物。

【請求項 9】

1 つ以上の賦形剤、および任意に、甘味剤、矯味剤、着色剤、および / または保存剤のうち 1 つ以上をさらに含む、請求項 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

経口投与用に製造される、請求項 8 または 9 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

錠剤、カプセル剤、トローチ剤、ロゼンジ剤、散剤、顆粒剤、懸濁剤、シロップ剤、または乳剤として調製される、請求項 8 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

咳嗽の治療のための医薬品の製造における、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の薬剤または請求項 8 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物の使用。

【請求項 13】

咳嗽の治療のための医薬品の製造における、オピエートと組み合わせたテオプロミンの使用。

【請求項 14】

オピエートが、コデイン、モルヒネ、ジアモルヒネ、テバイン、ババベリン、ノスカピン、オリパビン、フェンタニル、アルファメチルフェンタニル、アルフェンタニル、スフェンタニル、レミフェンタニル、カルフェンタニル、プロボキシフェン、オキシモルホン、オキシコドン、ヒドロモルホン、ペチジン、ジヒドロコデイン、ブプレノルフィン、エトルフィン、エチルモルヒネ、ロペラミド、ヒドロコドン、ペンタゾシン、トラマドール、チベピジン、またはノスカピンである、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 15】

オピエートが、コデインである、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 16】

オピエートが、 $0.1 \text{ mg} / \text{kg} / \text{日} \sim 30 \text{ mg} / \text{kg} / \text{日}$ の投与量である、請求項 13 または 14 に記載の使用。

【請求項 17】

コデインが、 $3 \text{ mg} / \text{kg} / \text{日}$ までの投与量である、請求項 15 に記載の使用。

【請求項 18】

医薬品が経口投与用に製造される、請求項 13 ~ 17 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 19】

医薬品が、錠剤、カプセル剤、トローチ剤、ロゼンジ剤、散剤、顆粒剤、懸濁剤、シロップ剤、または乳剤として調製される、請求項 13 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の使用。